

# 「しんぶん赤旗」を始め公務員の勤務時間内に市庁舎内で長年にわたり慣例的に行われている政党機関紙各紙の勧誘・配布及び集金行為などの実態を調査し、市庁舎管理規則に違反があれば早急なる是正を再々度求める陳情(資料込6枚組)

## 【陳情趣旨】

平成26年9月議会に私の提出した陳情(受理番号:1409号)のご審議及びその前後に判明した事実がいくつかあります。

1. 某A党現職市議が某A党として表題の行為を行っていることを認めた。
2. 表題の行為が長年にわたり慣例的に行われてきたことを市当局(総務部)が認めた。
3. 表題の行為は「市庁舎管理規則」違反の疑いが濃厚であること。
4. 某A党として今後現状を是正するつもりなのかが現時点でもまったく確認できない状態であること。
5. 表題の行為は某A党だけではなく他の複数の党・会派でも行われている可能性があること。

そもそも1409号もたまたま某A党が表題の行為を行っていることを認めたため、私は直ちに是正を求めましたが、これに応じていただけなかったので止む無く提出したものです。

誤解を解くために記しますが、1409号の真意は決して某A党だけを狙い撃ちにするものではなく、すべての政党、会派の表題の行為のは正を求めるものであり、発端がたまたま某A党であったに過ぎません。

また先日、当局(総務部)にも「市庁舎管理規則」の見直しの予定を伺いましたが、明確な回答は得られませんでした。

平成26年9月議会の会議録をご確認いただければ歴然ですが、複数の議員から表題の行為を問題視する意見が出され、本会議では不採択でしたが総務常任委員会では採択されるなどは正すべきであることは誰の目にも明らかです。

この問題の本質は議員・元議員という立場の強いものが相対的に立場の弱い公務員(以下「職員」という)に対し、職員の勤務時間中に政党またはそれに関連する機関誌の勧誘・集金などを行っている点であります。

職員が政党またはそれに関連する機関誌を購読することは政治献金の意味合いも包含しています。加えて勤務時間中の勧誘・集金行為は市庁舎管理規則違反であろうかと思います。どうしてもやりたいのであれば勤務時間外に市庁舎外で行うべきだと思います。

## 【特記事項】

昨年12月議会に提出した受理番号36号「習志野市内で勤務する公務員への残業を含む勤務時間内(血税を源資とする執務の真っ最中=公務中)に市庁舎内で長年にわたり慣例的に行われている政党機関紙の勧誘・配布及び集金行為などの実態を調査し、市庁舎管理規則に違反があれば早急なる是正を再度求める陳情」は、議会運営委員会に於いて「議会運営等に関する申し合わせ事項8請願、陳情の

取り扱いについて(8)その他、議会運営委員会で協議の上、(過去、同趣旨の陳情が審議されており、審議が尽くされているため)会議に付す必要がないと認める陳情」とされ委員会に付託されませんでしたが私はこれに納得しておりません。

以下にその理由を列記いたします。

## 1. 環境の変化

「審議が尽くされているため…」とは恐らく平成26年の9月議会での受理番号1409号を指すものと思いますが現在はその後既に約1年半が経過しており、この間に市議会議員選が行われ1409号の審議に携わっていない新任議員が30名の内7名もおられること。また本年1月からマイナンバー制度も導入され(市庁舎内での)個人情報の管理について更なる厳格化が求められていること。

## 1. 未審議の項目があること

陳情趣旨に記した4及び5(上記)は平成26年9月議会の閉会以降に発覚した事実や可能性であり、これらについては市議会で未だ審議がなされていないこと

## 1. 平成26年9月議会本会議で不採択されていること

市議は言うまでもなく市民の範たる立場です。ご自分たちの大先輩が取り決めた市庁舎管理規則すら守れない(脱法的な行為を是認)ということでは市民の信頼を失いかねないにも拘わらずこの状態を依然として放置していること

## 1. 公益性

1409号の審議から約1年半が経過しその間に習志野市に転入された方や広く市民に表題の事実関係を認知して戴くべきところ、陳情は付託されて初めて市民に対し公開されるものであり、全議員にその写しを配布しただけでは本陳情の内容を市民が知る術がないこと

先般、本件に関し市長宛公開質問を行い回答書を頂戴しました。

そこには現状を「容認」していると記されておりますが、私はこれにも合点がいきません。

仮に飲料販売のお姉さんが執務時間中に執務室に入室するとすると、作為・不作為に拘らず机上の重要な案件や他人の個人情報の類入手する危険性を孕んでいます。

政党機関紙の販売・集金となると飲料販売に際しての危険性に加えて上記の理由(陳情趣旨後段)も重なり絶対にしてはいけないことだと思います。

あまりにも低次元の由々しき現実ですが是非とも改善して戴きたく再々度陳情させて頂きます。

市長の回答書を添付いたしますのでご審議の材料としてご活用ください。

※「市長が容認しているのだから問題ない」と云うような短絡的なご審議にならないようご留意ください。

併せて本年1月8日付産経新聞記事【「赤旗」バイト配達員逮捕、「新聞配るの早すぎ」注意で逆上・殴る埼玉】も添付いたします。粗暴犯を逮捕し厳罰に処すのは当然ですが、記事中にある「市役所への赤旗配布」の事実自体を私は問題視しております。ご審議にご活用ください。

最後に私が過去に提出した陳情などを基に(いわゆるレッテル貼りの基に)本陳情のご審議(議会運営委員会を含む)を行うことがないよう特にご留意ください。

### 【但し書き████████及び陳情項目】

・今議会から陳情者の個人情報が開示されるため止む無く以下記します。

\*本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより

転載・複写をされる場合は但し書きや特記事項、添付した資料、削除した部分があればそれも含めて、  
公文書偽造を防ぐため「一字一句漏れなく全文」をお願い致します。(リライト不可)  
本陳情には上記資料2枚を別紙として添付しております。

また団体・個人などのブログ等に陳情の趣旨などを歪曲して掲載し、いわゆるレッテル貼の如き卑  
怯・卑劣な誹謗中傷の類は厳にお慎みください。逆に言うと本陳情を論評される場合は本陳情全文  
(資料なども含む)を掲出した上で行ってください。

\*誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め当会や私に対するご意見、お問い合わせなどは一  
切承りかねます。悪しからずご了承ください。「どうしても意見などしたい」という方がおられるとす  
れば私と同様に「陳情または請願若しくは意見書」を市議会等に提出されることをお勧めいたします。  
よろしくご検討ください。

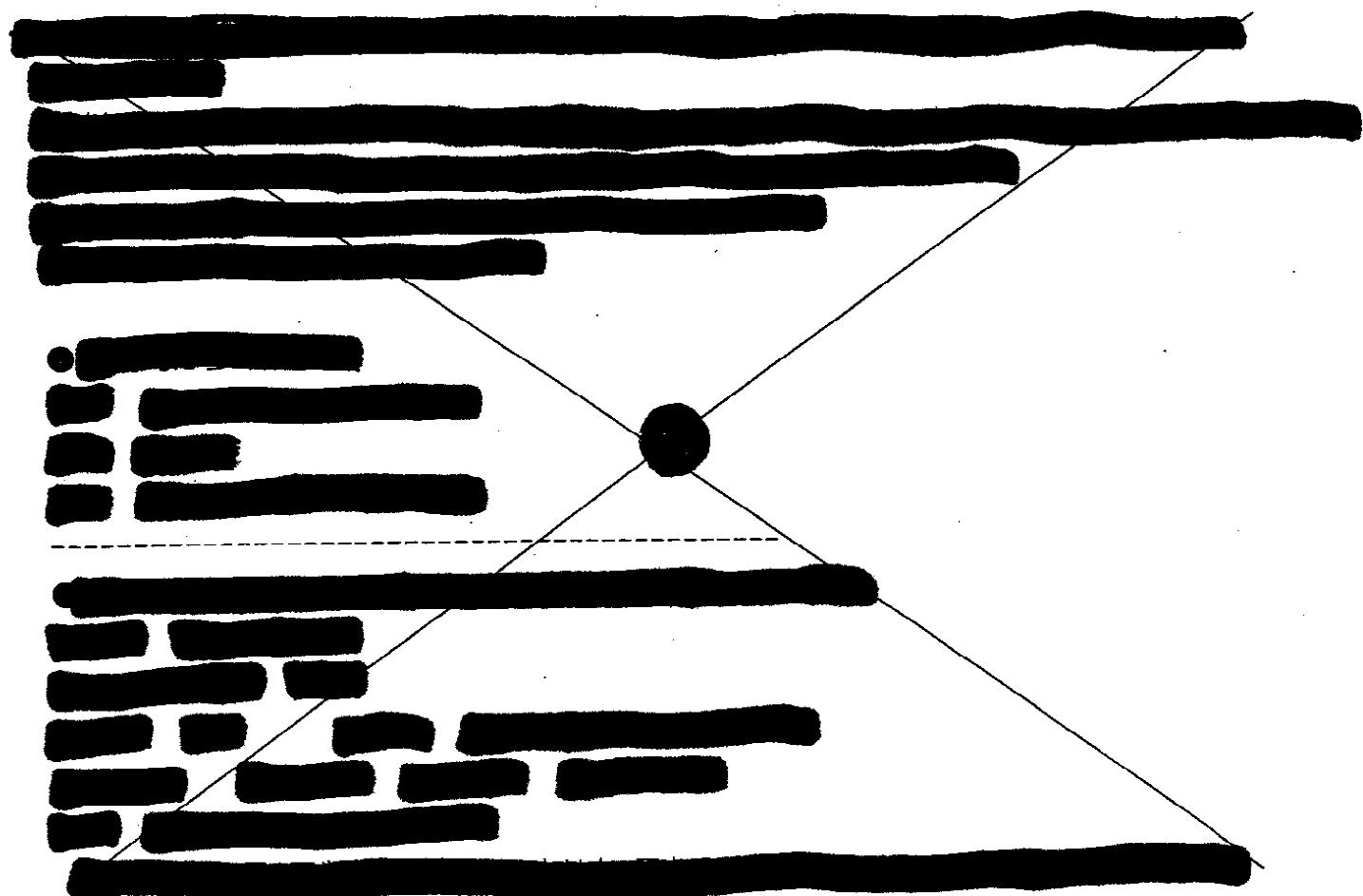
・近隣にお住まいの方などへ迷惑をお掛けすることなどがないよう、私の住所地近辺(自宅を中心  
とする概ね300m以内)での示威・扇動行為(街頭宣伝、ポスティングなど)はお止めください。また、  
私宛の来訪もお止めください。応対いたしかねます。

・私の住所地宛の書類・物品等の郵送、宅配なども一切お断り(受け取り拒否)いたします。

・他に勤務先やお取引先様、電話番号など(友人・知人、本人・家族・親族なども含む)が漏洩したとす  
るとこれ等への来訪、電話、電子メール及び近辺での示威行為などもお止めください。

\*万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていただきます。

以上、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。



・陳情項目は以下4点です。

1. 政党またはそれに関連する機関誌の配布・勧誘・集金行為の実態を把握し、公表すること。

2. 表題の行為が市庁舎管理規則に違反するか否かを再度精査すること。
3. 表題の行為について市議会としてなんらかの判断を下すこと。
4. 仮に市庁舎管理規則に違反しつつも、これを容認するということであるならば市庁舎管理規則を改定(違反するという趣旨の部分を削除するか逆に容認する旨を明文化)すること。

平成28年2月19日

警視抜刀隊の会二次団体「習志野市議に市庁舎管理規則を遵守して戴く会」

習志野市鷺沼台4-7  
緒方直行

習志野市議会議長 木村 孝浩 様



# 昨年、破廉恥（はれんち）行為で逮捕され、懲戒免職となった元市内小学校校長先生や数年前、市内小学校用務員の起こした同類の事件に鑑み、市内のすべての教職員に綱紀粛正を求める陳情（4枚組）

## 【陳情趣旨】

教育の崩壊が叫ばれてから久しい訳ですが、昨今全国で教職員の不祥事、それも「性」に絡む事件が後を絶ちません。

習志野市でも表題に記した事件が頻発しており、私は子を持つ親として教育、特に義務教育に対して大いなる不信感や不安感を覚えています。

事件が頻発する背景に何があるのか私にはわかりません。

想像でしかありませんが、教職員のレベルの低下（資質の問題）、教職員の絶対数が足りないことによる長時間労働などの負荷、全国一のいじめ認知件数（平成26年度・千葉県）による業務負荷、モンスター・ペアレントによる教職員への不当とも云えるような圧力・過干渉、払える（生活保護や準要保護などではない）にも拘らず給食費などを支払わない親の存在、曰教組の跋（ぱつ）扈（こ）による幹部教職員の心理的萎縮、政治的活動の学校内への持ち込み（勤務時間中の政党機関紙の購読などを含む）、インターネットによる所謂（いわゆる）出会い系サイトやポルノの氾濫等々が考えられるのではないかと思います。

さらに現代はグローバル化も加わり、激変する時代でもあります、だからといって犯罪は犯罪であり、しかも破廉恥な性犯罪など決して許されるものではないのも事実です。

元校長先生という学校の最高責任者の起こした事件は習志野市民を震撼させたのは勿論、教育現場にも激震をもたらしたことだと思います。

昨年6月の通常国会で首長（市長）の教育行政への介入を強化する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、戦後一貫して教育の独立性を重視してきた教育委員会制度が抜本的に見直されました。丁度本年4月からの制度移行に向けて首長の教育に対する権限を強化する新教育制度改革が具体化しつつあります。

私は、表題に記した問題に対しても教育委員会（当事者）は勿論ですが、当事者だけに任せるのではなくこの際、知見ある市長や市議の皆様を始め、広く一般市民も積極的に関与して、一連の事件の発生した背景や原因を分析し、問題の本質を究明し、一刻も早く習志野市の教育を立て直すべきだと痛感しております。

本陳情は、表題に記した通り教職員に綱紀粛正を求めるものですが、ここでその具体策を以下、記します。

子を学校に預けている親である私としては、日本（にっぽん）人が古来、持ち続けている筈の精神、言

い換えますと「大和魂」「道徳觀」などの欠落が教職員の資質の低下をもたらし、これらが一連の事件の最大の原因ではないかと推察しております。

これは、教育勅語を始めとして大東亜戦争以前の教育・道徳觀はすべて悪であり、戦後の教育がすべて善であるというような極端な思想に教育界が汚染された結果が現在の惨状に少なからず影響しているのだろうということになります。

我々は歴史に正面から誠実に学ばなければなりませんが戦前・戦後を通じて善と思われることはしっかりと伝承することが肝要です。

そこで「大和魂」「道徳觀」を醸成するのに最適なものである「教育勅語」について、その神髄を研究されることをお勧めします。

#### (教育勅語の概要)

忠孝な民が団結してその道徳を実行してきたことが「國体の精(せい)華(か)」であり、教育の起源なのである。父母への孝行や夫婦の調和、兄弟愛などの友愛、学問の大切さ、遵法精神、一(いつ)朝(ちよう)事(こと)ある時には進んで國を守るべきことなど、守るべき 12 の徳目(道徳)が列挙され、これを行うのが天皇の忠臣であり、大和民族の先祖の伝統である。

#### 12 の徳目(現代語訳)

1. 親に孝養を尽くしましょう
2. 兄弟・姉妹は仲良くしましょう
3. 夫婦は互いに分を守り仲睦まじくしましょう
4. 友だちはお互いに信じ合いましょう
5. 自分の言動を慎みましょう
6. 広く全ての人に慈愛の手を差し伸べましょう
7. 勉学に励み職業を身につけましょう
8. 知識を養い才能を伸ばしましょう
9. 人格の向上に努めましょう
10. 広く世の人々や社会のためになる仕事に励みましょう
11. 法律や規則を守り社会の秩序に従いましょう
12. 國に危機があったなら國のため力を尽くし、それにより永遠に皇國を支えましょう

上記の通り殆どすべてが現代にも通用する正論であり、これを極一部分についてのみ否定されるのならまだしも、大部分を否定的に捉える方は、余程の「へそ曲がり」だと断じざるを得ません。

私自身実践出来ていない徳目も多く、恥じ入るところですが、仮にも「教員は聖職者」とも云われることもあるのですから、教育勅語を研究され、その真髄を理解して戴ければ幸いです。

次に、「靖國神社(東京 九段)」の参拝と付属の史料館である「遊(ゆう)就(しゅう)館(かん)」の見学をお勧めします。

靖國神社は戦争を賛美する神社などと罵る方が残念ながら日本(にっぽん)人の一部におられることも事実ですが、実際は全く違います。

靖國という社号には「祖國を平安にする」「平和な國家を建設する」という明治天皇の深い願いが込められています。

私も当然ながら戦争に反対の立場ですが、靖國神社を参拝・見学されれば誰しもが「戦争とは残酷なものであり、二度と起こしてはいけない」ということを確信されるはずです。

そしてそこには現実として、僅か70年以前の過去(祖父や曾祖父の時代)に、好むと好まざると國家の為に命を捧げられた幾百万柱の軍神、これは台湾人や朝鮮人なども含めて我々日本(にっぽん)人の先人(ご先祖様)の足跡があります。

数千枚以上の無言の遺影を拝観し、遺書(英靈の言の葉・言(こと)魂(だま))を拝読すればおのずと「大和魂」「道徳觀」が呼び覚まされることと思います。

靖國神社へ今日まで一度も参拝されていない教職員もおられるのではないかと思いますが、「百聞は一見に如かず」です。是非ともご自分の目で、耳で、肌で、「靖國神社」を通して教職員として、また一人の日本(にっぽん)人としてどうあるべきかを学び、感じ取っていただければ幸いです。

#### 【但し書き████████及び陳情項目】

・今議会から陳情者の個人情報が開示されるため止む無く以下記します。

\*私が過去に提出した陳情などを基に(いわゆるレッテル貼りの基に)本陳情のご審議(議会運営委員会を含む)を行うことがないよう特にご留意ください。

\*本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより転載・複写をされる場合は但し書きや添付した資料、削除した部分があればそれらも含めて「一字一句漏れなく全文」をお願い致します。(公文書偽造を防ぐためリライト不可)

また団体・個人などのブログ等に陳情の趣旨などを歪曲して掲載し、いわゆるレッテル貼の如き卑怯・卑劣な誹謗中傷の類は厳にお慎みください。逆に言うと本陳情を論評される場合は本陳情全文(資料なども含む)を掲出した上で行ってください。

\*誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め当会や私に対するご意見、お問い合わせなどは一切承りかねます。悪しからずご了承ください。「どうしても意見などしたい」という方がおられるとすれば私と同様に「陳情または請願若しくは意見書」を市議会等に提出されることをお勧めいたします。よろしくご検討ください。

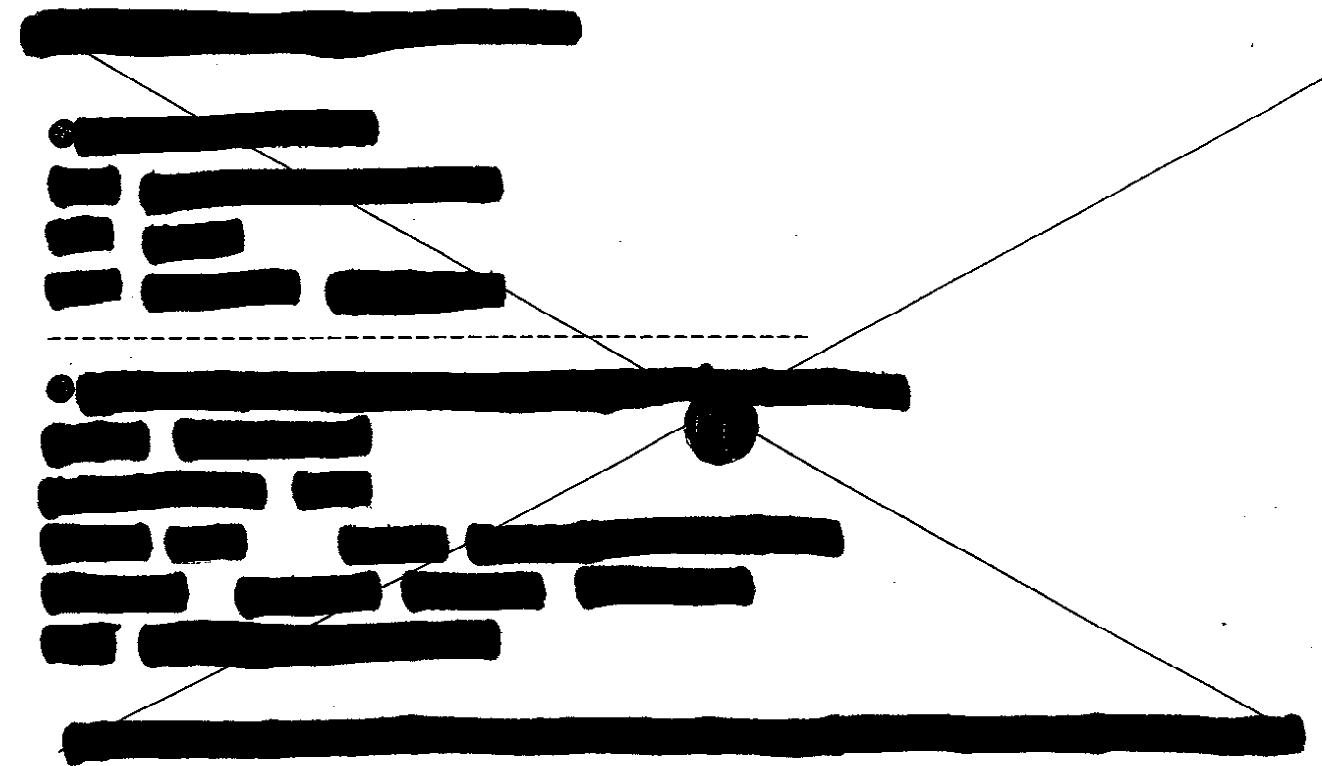
・近隣にお住まいの方などへご迷惑をお掛けすることなどがないよう、私の住所地近辺(自宅を中心とする概ね300m以内)での示威・扇動行為(街頭宣伝、ポスティングなど)はお止めください。また、私宛の来訪もお止めください。応対いたしかねます。

・私の住所地宛の書類・物品等の郵送、宅配なども一切お断り(受け取り拒否)いたします。

・他に勤務先やお取引先様、電話番号など(友人・知人、本人・家族・親族なども含む)が漏洩したところこれ等への来訪、電話、電子メール及び近辺での示威行為などもお止めください。

\*万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていただきます。

以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。



・陳情項目は上記の通りです。

尚、本陳情を通じて現行憲法で保障されている「思想・良心の自由」を侵害するつもりは全くありません。あくまでも「お勧め」であって「強制」ではありません。仮に本陳情が採択されたとしても何ら法的拘束力がないことと同義です。

但し、表題に記した頻発する不祥事に対し、子を学校に預けている親として習志野市の全教職員にこの際、綱紀粛正を促すために敢えて陳情申し上げます。

平成28年2月 19日  
警視抜刀隊の会二次団体「教職員に綱紀粛正を勧める会」

習志野市鷺沼台4-17-10

緒方直行

習志野市議會議長 木村 孝浩 様



「核開発・弾道ミサイル開発を断念しなければ未来はない。」と  
 いうことを北朝鮮に理解せしめるため、千葉県内で最も早く核  
 兵器廃絶平和都市宣言を行った習志野市として国に対し、国際  
 社会と連携し必要なあらゆる方策を策定し速やかに実行するこ  
 とを求める意見書を提出することを求める陳情（3枚組）

## 【陳情趣旨】

国際社会の制止を嘲（あざ）笑うかのように核開発・弾道ミサイル開発を続けている北朝鮮が、わが国の近隣に存在していることは非常に残念なことです。

北朝鮮は本年正月早々に4度目の核実験を実施し、さらに同2月7日には長距離弾道ミサイルの発射まで行いました。これは成功した模様で推進力や命中（正確に軌道に乗せる）精度が向上、その射程は1万キロメートル以上とも言われ、わが国はもちろん米国全土まで届くものともいわれております。

同日昼過ぎの朝鮮中央テレビでは特別重大報道と称して成功を告知するとともに今後も弾道ミサイル開発を継続することも宣言。併せて「国防力の発展に繋がる画期的な出来事」とまで言及していることから軍事利用するつもりであることも明白です。

財務力や技術力に相当な問題を抱えている北朝鮮ではありますが、実験（発破・発射）を重ねれば相応の進化を遂げるのは当然の帰結だと思います。

具体的には核弾頭の小型化、これは弾道ミサイルに搭載可能な域に達しているという説もあります。また、固定式から移動式・サイロ式への発射台の進化、発射直前に充填する必要のある液体から常時発射可能な個体への燃料の進化など、これらについて北朝鮮は公表していませんが研究しているのは疑う余地がありません。

今回の弾道も前回同様、わが国の領空（沖縄県先島諸島上空）を通過するものであり、到底容認できるものではありませんが、さらに全国を射程に収める「蘆洞（朝鮮語でいうノドン）」という名称の中距離弾道ミサイルも数百発保有しているとされ、この弾頭に核を搭載（核弾頭の小型化に成功）する事態になればわが国の安全保障環境は決定的に悪化することになります。

核開発・弾道ミサイル開発は複数の国連安保理決議に明確に違反しており、北朝鮮は国際社会の一員として不適格であるといつても過言ではありません。挑発行為は厳しく非難されるべきものです。北朝鮮をこれ以上放置することはわが国にとって「座して死を待つ」に等しいと思います。

金（きん）正（しょう）恩（おん）氏は「宇宙制服の道は敵対勢力との階級闘争だ」、「今後も衛星（ニミサイル）の打ち上げを継続する」などの旨を公言したことが2月15日以降、NHKや産経新聞などにより報道されています。

表題に記した通り、習志野市は千葉県で最も早く昭和57年8月5日に「核兵器廃絶平和都市」を宣言しています。

そこで、北朝鮮に対し、習志野市及び習志野市議会の総意として本陳情を採択し国へ意見書を提出す

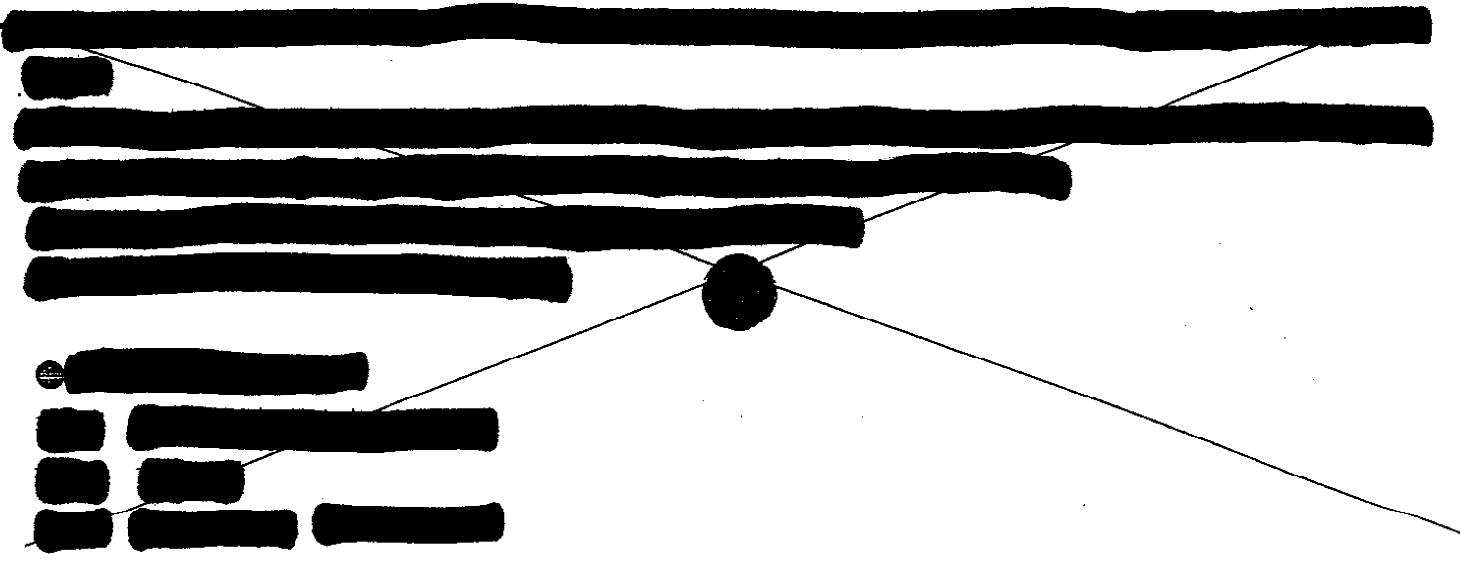
ることを求めます。

最後に、最新の情報として沖縄県那覇市議会が 2 月18日、開会中の2月定例会本会議で、北朝鮮の核実験と弾道ミサイル発射に対する抗議決議と日本政府に断固たる対処を求める意見書を全会一致で可決したことを記しておきます。

【但し書き\_\_\_\_\_及び陳情項目】

- ・今議会から陳情者の個人情報が開示されるため止む無く以下記します。
  - \* 私が過去に提出した陳情などを基に(いわゆるレッテル貼りの基に)本陳情のご審議(議会運営委員会を含む)を行うことがないよう特にご留意ください。
  - \* 本件のすべての文面は法の定めによる以外の転載・複写を一切お断りいたします。法の定めにより転載・複写をされる場合は但し書きや添付した資料、削除した部分があればそれらも含めて「一字一句漏れなく全文」をお願い致します。(公文書偽造を防ぐためライト不可)  
また団体・個人などのブログ等に陳情の趣旨などを歪曲して掲載し、いわゆるレッテル貼の如き卑怯・卑劣な誹謗中傷の類は厳にお慎みください。逆に言うと本陳情を論評される場合は本陳情全文(資料なども含む)を掲出した上で行ってください。
  - \* 誠に勝手ながら賛否にかかわらず本陳情を含め当会や私に対するご意見、お問い合わせなどは一切承りかねます。悪しからずご了承ください。「どうしても意見などしたい」という方がおられるとすれば私と同様に「陳情または請願若しくは意見書」を市議会等に提出されることをお勧めいたします。よろしくご検討ください。
  - ・近隣にお住まいの方などへ迷惑をお掛けすることなどがないよう、私の住所地近辺(自宅を中心とする概ね300m 以内)での示威・扇動行為(街頭宣伝、ポスティングなど)はお止めください。また、私宛の来訪もお止めください。応対いたしかねます。
  - ・私の住所地宛の書類・物品等の郵送、宅配なども一切お断り(受け取り拒否)いたします。
  - ・他に勤務先やお取引先様、電話番号など(友人・知人、本人・家族・親族なども含む)が漏洩したとするとこれ等への来訪、電話、電子メール及び近辺での示威行為などもお止めください。
- \* 万が一、不審者・不審物・迷惑行為などと判断した場合は速やかに警察などへ通報させていただきます。

以上、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。



・陳情項目は表題の通りです。

既にわが国は勿論、米国や韓国も北朝鮮に対し新たな独自制裁を科しました、国連も既に北朝鮮を強く非難する声明を発出しさらなる制裁強化の方向で鋭意検討中です。

仮に本陳情の審議前や審議中にこれらが国連安保理などで採択されたとしても、国に対し意見書の提出を求めます。

理由は北朝鮮に対し、今こそ「行動対行動」「対話と圧力」の原則を貫き通す必要があるからです。また、わが国として今後も国際社会と連携し必要に応じて制裁措置の追加を検討し実施することも確認されています。市として意見書を通じてこれを後援するのは当然のことだと思います。

平成28年2月25日  
3行方

\* 本陳情は制裁のみを求めるものではありません。いわゆる「日本人拉致問題」の早期解決も重要課題であることからこれを念頭に置くことは言うまでもありません。

平成28年2月 19日  
警視抜刀隊の会

習志野市鷺沼台4-17-7  
緒方直行

習志野市議会議長 木村 孝浩 様

